

農用地の保全と地域運営組織の形成について

－ 農村型地域運営組織(農村RMO)形成の推進 －



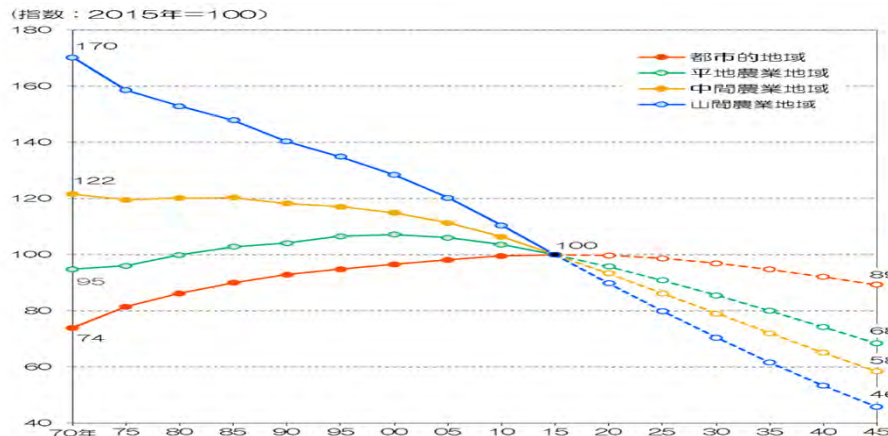
令和3年12月10日

農村振興局

中山間地域の農業・農村が抱える課題

- 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。
- 耕地面積が減少する中で、中山間直接支払制度でピークで約70万haの農地を維持してきたものの、令和2年度には大幅にダウンし、今のうち手を打たないと農地維持の体力が早晚限界を迎える。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】

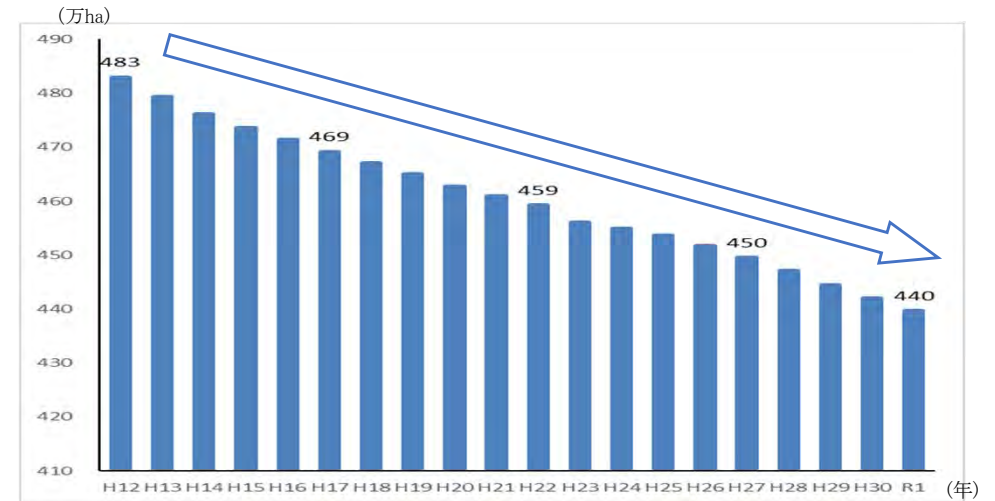


資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）

注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

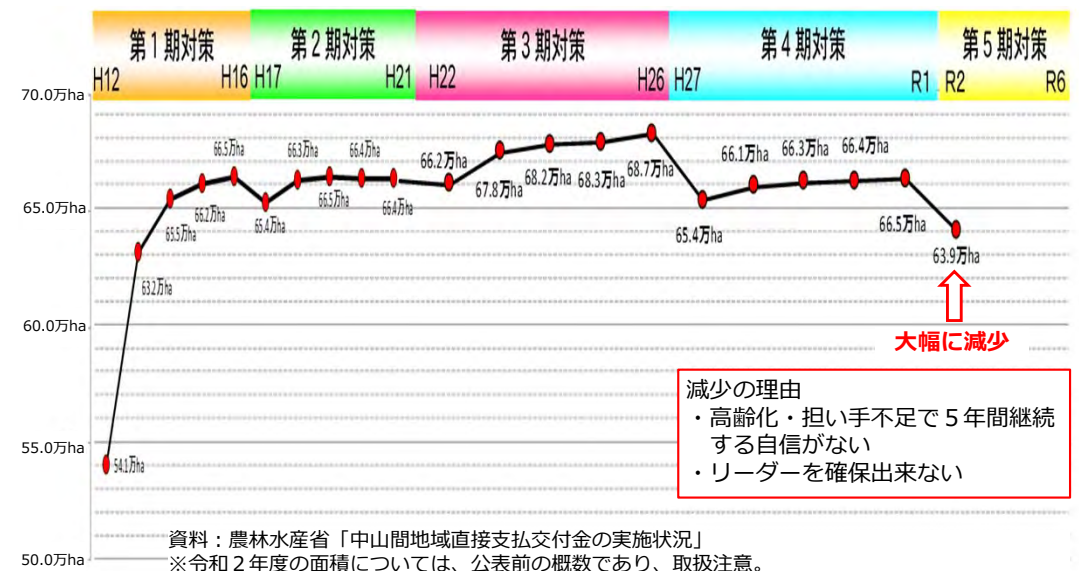
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

【耕地面積の推移】



資料：農林水産省「耕地及び作物面積統計」

【中山間地域直接支払交付金の交付面積の推移】

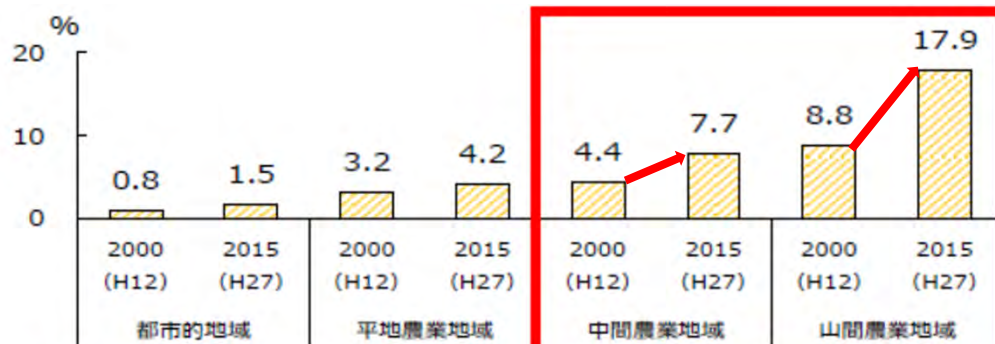


減少の理由
 ・高齢化・担い手不足で5年間継続する自信がない
 ・リーダーを確保出来ない

資料：農林水産省「中山間地域直接支払交付金の実施状況」

※令和2年度の面積については、公表前の概数であり、取扱注意。

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

農用地の保全



農地周辺等の草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

21 ※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

町内に6つの集落活動センター（農村RMO）を展開（高知県梼原町松原地区）

地域の概要

- 旧村を6つの区として区長を置き、自主防災や健康づくりなど、自治活動を実施。
平成20年頃から県が着手した集落活動センター育成の取組を受けて町内に6センターを順次設置。
- 中山間地域等直接支払は、平成12年度より町内34協定で取り組みを開始。平成17年の第2期対策より町内を6区6協定に広域化。
- 町内第1号の「松原区」の集落活動センターでは、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開。現在では、6区全てで集落活動センターが活動を展開。

① 生活支援 ② 農用地等保全

地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、平成23年に隣の初瀬区とともにNPO法人「絆」を設立し、地域交通や配食サービスを開始。平成24年には住民出資で「(株)まつばら」を設立し、廃業危機に瀕したガソリンスタンド運営を継承。

集落活動センターの設立には中山間地域等直接支払の集落協定の構成員も参画。

③ 地域資源活用

(株)まつばらは給油所事業に始まり、地域食材販売、農林業資材集出荷等の複合経営に発展。また、平成26年には加工販売施設「あいの里」を設立し、特産品づくりやレストラン運営を展開。

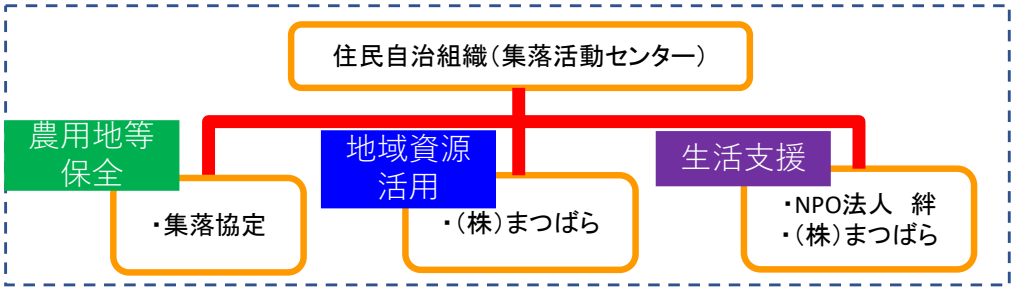


【R2年度実績】
○ 中山間支払（松原集落協定）
協定面積：12.6ha
交付金額：224万円
〔個人配分60%、共同取組活動40%〕
主な協定参加者：農業者31人
非農業者0人
協定開始：H12

活動内容と発展過程

① 生活支援	○暮らしを互助するソーシャルビジネス 1)住民による過疎地有償運送、配食サービス 2)住民出資株式会社でのガソリンスタンド運営	住民自治組織 NPO法人 絆 株式会社 まつばら
② 農用地等保全	○中山間地域等直接支払 1)広域化協定による農地の維持管理活動 2)共同取組活動費を協定内外の活動に配分	集落協定
③ 地域資源活用	○地域食材をお金に換える仕組みづくり 1)加工販売施設での農産物・加工品・雑貨販売 2)同施設でのレストラン運営 3)集出荷体制の構築	株式会社 まつばら

農村RMOの組織体制



【生活支援】



【農用地等保全】

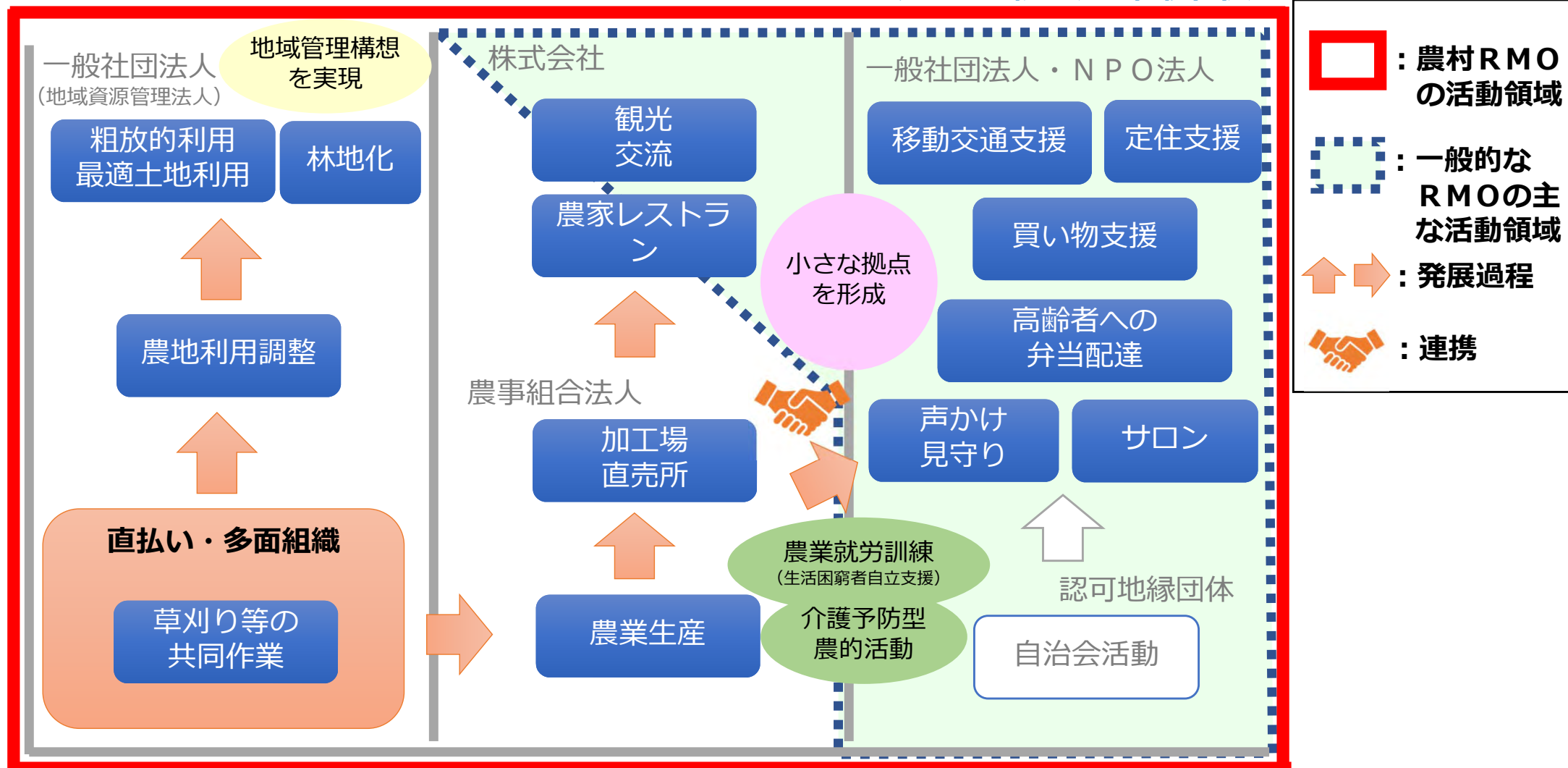


【地域資源活用】

農村RMOの事業領域と発展過程

- 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

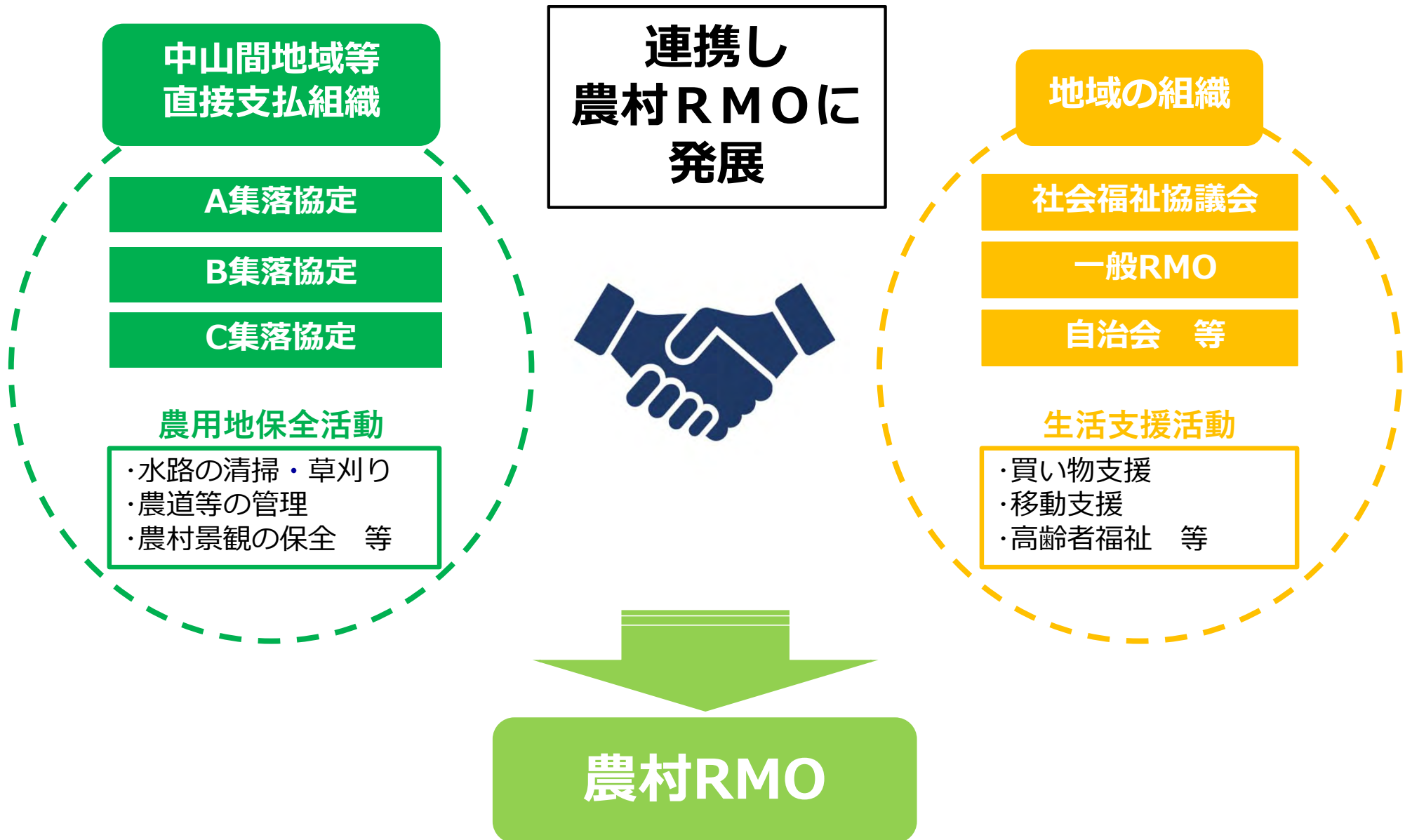
持続的で秩序ある土地利用の推進
(良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上
域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持
人口流出防止、定住移住促進



農村RMO形成のアプローチ

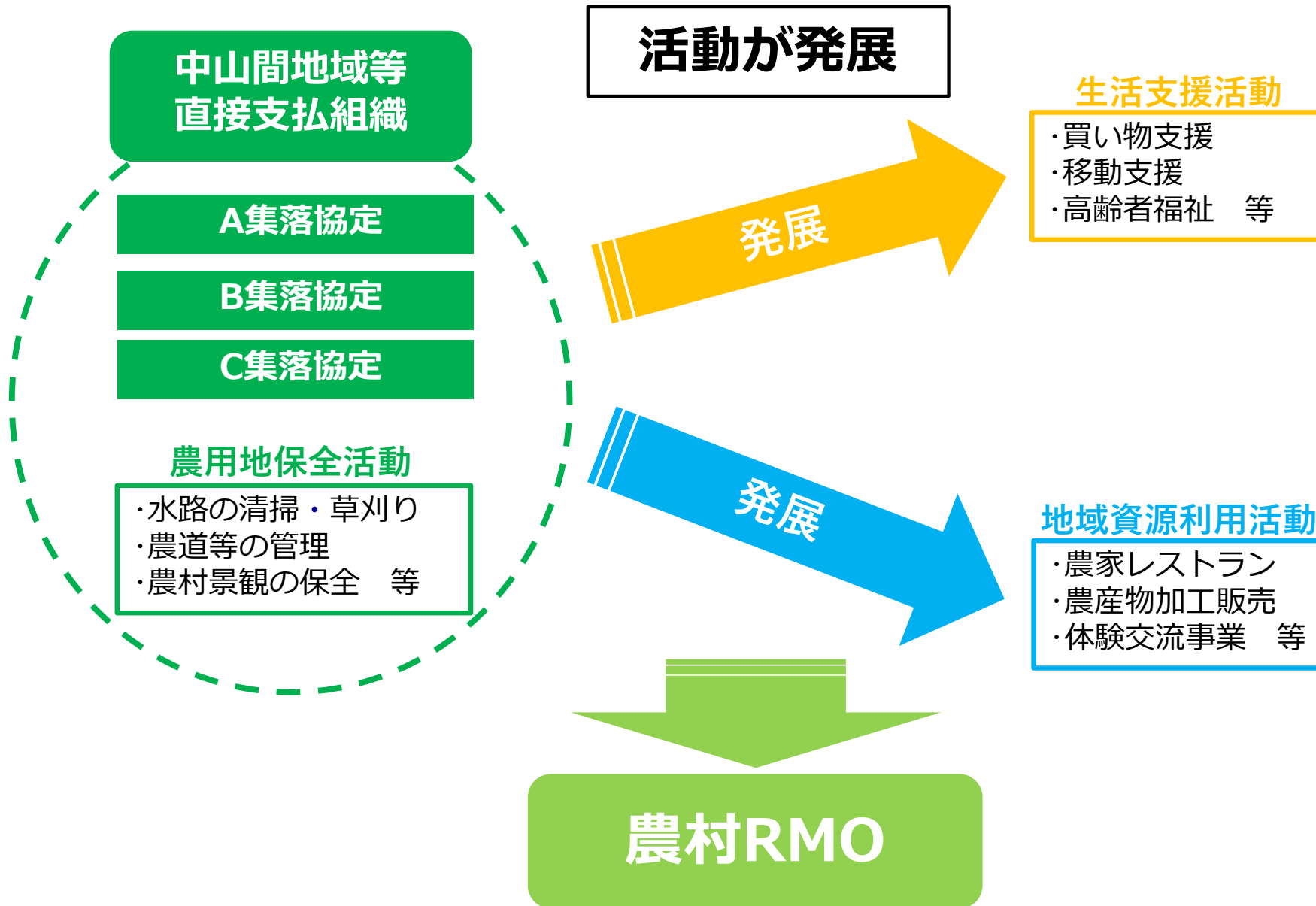
パターン ①

中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展



パターン②

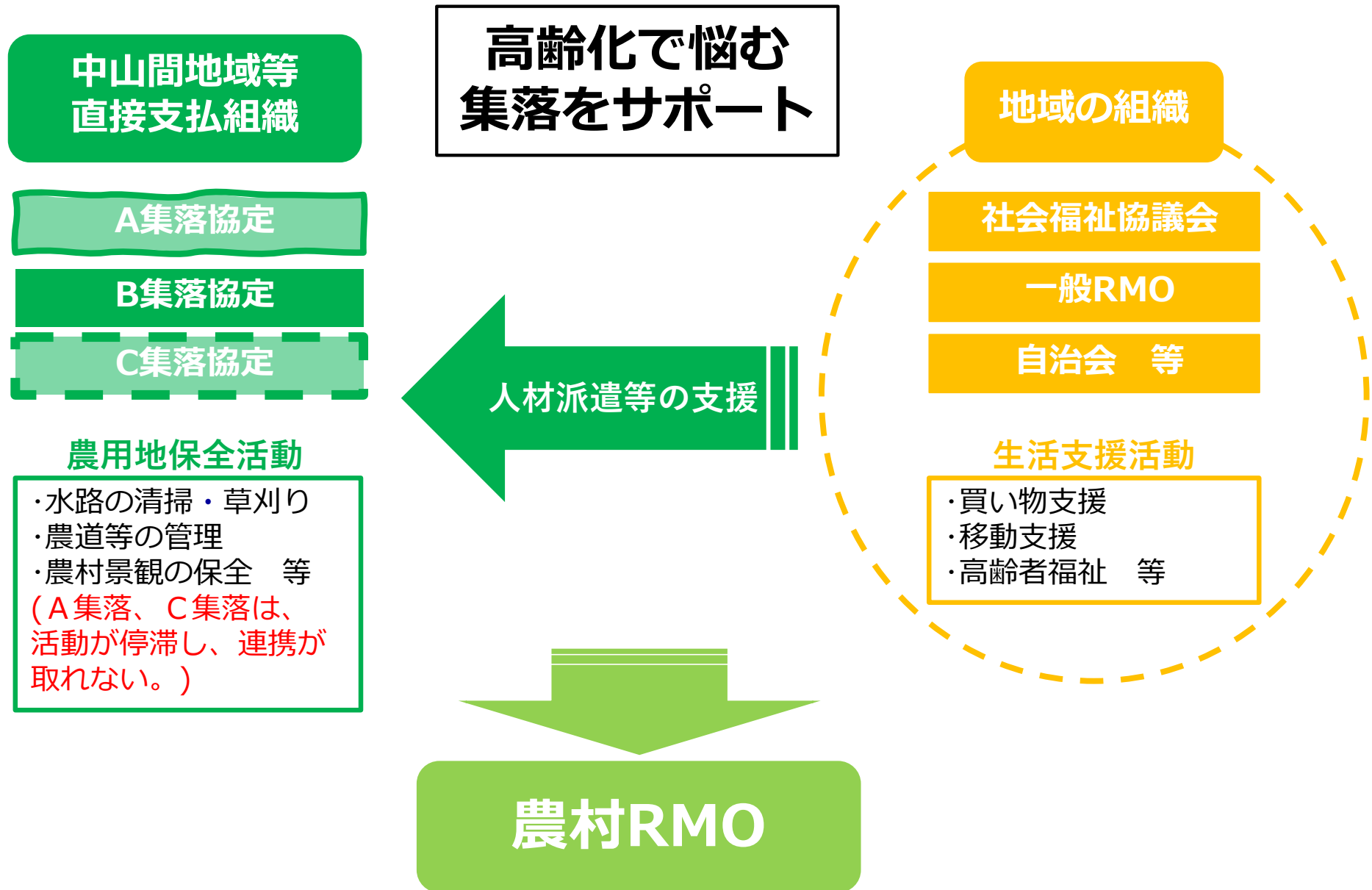
中山間地域等直接支払の集落協定が、
活動内容を発展させ、農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



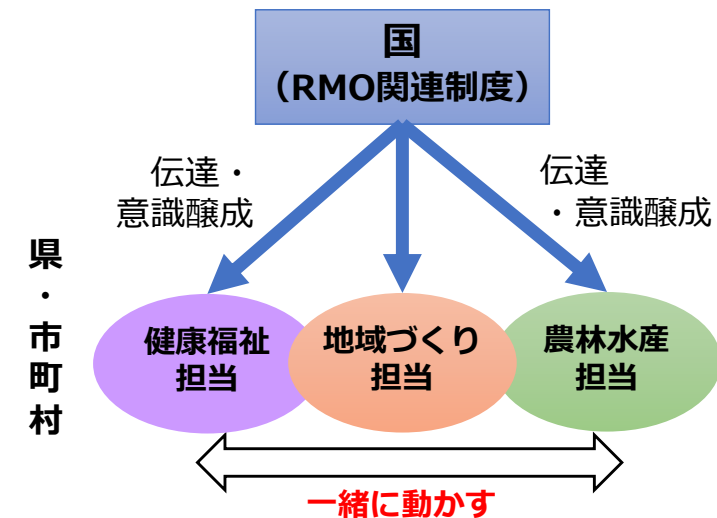
農村RMO形成推進に向けた各府省連携案(第1回関係府省連絡会議(10/21)で提示)

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

総務省	内閣府	厚生労働省	国土交通省
● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー	● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業	● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圈形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

【関係府省等】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等

【会議の内容】①現場情報の共有

②関連施策の共有

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房まち・ひと・しごと創生事務局、内閣府地方創生事務局】

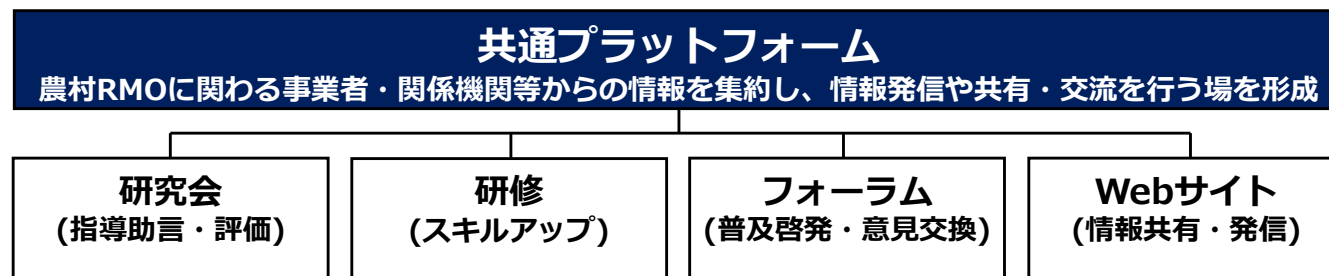
農村RMOに関する各省の施策

	制度	農村RMOとの関わり	
寄り添い	集落支援員	● 集落支援員が 参画 することにより、 集落間の調整が円滑化	総務省
	生活支援コーディネーター	● 生活支援サービスについて 、計画策定や事業活動を サポート	厚労省
伴走	地域活性化伝道師	● 地域課題の解決に向けた取組に対して、 市町村職員や地域リーダーに指導・助言 を行い、地域人材力の強化を支援	内閣府
	地域力創造アドバイザー	● 地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化・観光振興等の取組を支援	総務省
メンバー候補	地域おこし協力隊	● 地域おこし協力隊が 参画 することにより、 活動が活性化 、経済事業を運営する法人へ就職	
	地域プロジェクトマネージャー	● 地域プロジェクトマネージャーが、行政や民間等との橋渡しをしながら、 活動等を支援	
	地域活性化起業人	● 地域活性化企業人がノウハウや知見を生かし、経済事業等を支援	
	特定地域づくり事業協同組合	● 特定地域づくり事業協同組合からの 人材派遣	
活用	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	● 新たな事業に取り組む場合に活用	厚労省
	重層的支援体制整備事業	● 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護、障害、子ども、生活困窮の各分野）等について、 農業関連の取組の受け皿 となり実施 （例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において、高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施）	
	小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業	● 廃校舎等を活動拠点（地域コミュニティの拠点、交流の場）等として改修する場合に活用	国交省
	JOIN（移住・交流推進機構）	● ニッポン移住交流ナビを通じて、人材を募集	
具現化	地域管理構想 （国土の管理構想）	● 地域管理構想の検討・実行にあたり、 地域の核となる主体として参画	国交省

農村RMO形成推進に関する推進体制について

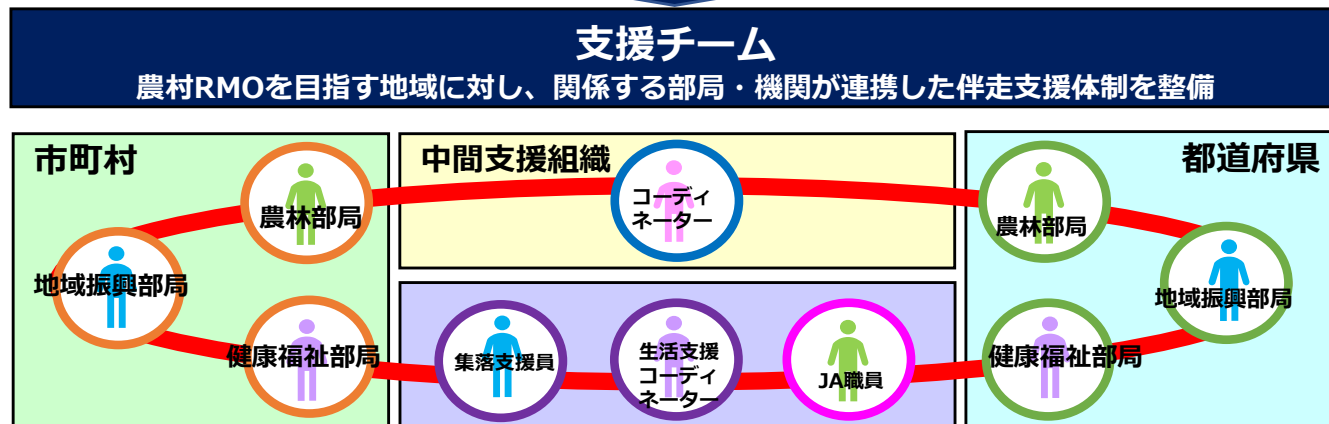
- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

【全国レベル】



情報・ノウハウを蓄積し、全国に普及

【県域レベル】



部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援を実践することで、ノウハウを蓄積

【地域レベル】



モデルを形成し、横展開